

豊村てつや市議会レポート

「盛岡市の景気動向」、「介護報酬改定」等について質す

～3月議会一般質問にて～

＜盛岡市個人市民税にかかる所得の状況＞

年度/項目、単位	納税義務者 A 人	総所得金額 B 百万円	Bのうち 土地等分離 長期譲渡 所得 ①	Bのうち 株式等 譲渡所得 ②	所得控除 金額のうち 社会保険料 ③	Bから①、 ②、③を控 除した金額 C	一人当たり 総所得金額 B/A 千円	盛岡市民 の所得の 平均像 C/A
22	125,440	377,577	2,814	180	55,958	318,626	3,010	2,540
23	125,321	373,808	2,930	338	57,541	312,999	2,983	2,498
24	126,810	379,475	4,103	119	59,745	315,508	2,992	2,488
25	130,050	390,725	5,061	443	62,514	322,707	3,004	2,481
26	131,379	405,057	5,928	7,392	64,989	326,748	3,083	2,487

○個人市民税の課税状況と景気動向

豊村: 市当局は「市民の平均所得が増加していることから、景気は回復基調にある」としているが、実際には景気の回復が実感できない市民が多いと思われる。

確かに、平成23年度以降市民一人あたりの総所得金額は増加傾向にあるが、株式等の特殊要因を除けば横ばいから下降気味にあるのではないかと。

市長: 一部の方に、株式等の譲渡所得や、土地等に係る分離長期譲渡所得などの大きな所得があったことや、社会保険料控除が総所得金額以上の伸びとなっていること、また、一人当たりの給与所得があ

まり伸びていない状況から、平均的な可処分所得としてはほぼ横ばいと言える。

豊村: 土地等に係る分離長期譲渡所得や株式等の譲渡所得が増加している要因をどのように分析しているか。

財政部長: 土地建物等の譲渡所得は、平成19年度から22年度までは減少していたが、23年度以降は増加に転じている。

また、課税対象者数も同様に増加しており、26年度では571人である。

市内の土地取引が22年以降、毎年、前年を上回って活発化しているが、盛南開発などの区画整理事業関係と中心部でのマンション建設によるものと推測される。

株式等譲渡所得については、上場株式等は、25年度の課税対象者数が83人、譲渡所得が3億3百万円、26年度は511人、13億38百万円。未公開株式等は、25年度30人、1億41百万円、26年度は34人、60億54百万円となっている。

上場株式等は、株価の大幅な上昇に伴うものと推定されるが、未公開株式については、その要因を把握するのは困難である。

商工観光部長: 市内の有期雇用労働者数は次のとおり。

＜就業者数に占める有期雇用労働者＞

業種	①雇用者数	②有期雇用	②/①(%)
公立保育所	235	105	44.7
私立保育所	911	483	53.0
特養老人ホーム(6か所)	496	148	29.8
盛岡市内全体※	131,000	31,900	24.4

※平成24年度総務省「就業構造基本調査」

改正法への対応について、多くが具体的に進んでいない。

これは改正法が平成25年4月1日に施行されたものの、最短で通算雇用期間が5年を超えるのは平成30年4月以降となるため。

○岩手競馬融資返済ルール

豊村: 去る2月19日に開催された岩手県競馬組合議会の定例会において、平成26年度一般会計補正予算案が提出され、その審議の過程では、330億円融資の返済の在り方について議論が集中したが、採決の結果、私一人だけが反対し、当初案どおりで可決された。

今回の補正予算では、当初予算で経常損益5千万円だったものが最終的に676百万円となる見込みとなったために、2月補正で修繕費に87百万円、地全協交付金(注)の猶予分として財政調整基金に175百万円、退職手当基金に3千万円、施設等整備基金に362百万円をそれぞれ

期末に積立て、年度末当期利益を22百万円に圧縮するという処分の内容となった。

この利益処分方法が元金返済ルールに該当しないという結論に至った経緯に関して、構成団体間でどのような協議を行ったのか。

＜330億円融資「元金返済ルール」＞

ア 運営資金の累積額が10億円以下の場合

最終利益1億円以下	1～5億円	5億円～
内部留保 10/10	内部留保 1/2	—
—	返済 1/2	返済 10/10

イ 運営資金の累積額が10億円を超えた場合

最終利益5億円以下	5億円～
内部留保 1/2	—
返済 1/2	返済 10/10

○なお、新たな設備投資が必要な場合等特別な事情が生じた場合は、構成団体と個別に協議し、返済額を決定する。

市長: 26年度の利益を緊急性の高い施設修繕に充てるとともに、今後の安定的な運営に不可欠な額を財政調整基金、退職手当基金、施設等整備基金に積み立てることとしたもの。構成団体(岩手県、奥州市、盛岡市)の長で構成する管理者副管理者会議で予め協議した上で、競馬組合議会に提案した。

今後は引き続き経営体質の更なる強化により安定経営を図りながら、早期に構成団体融資の返済が可能となるよう、組合・構成団体一丸となって取り組んでまいりたい。

(注) 22年度以来猶予されている上納金

平成27年3月現在の主な役職と連絡先

山岸三丁目町内会会長	【総務部長 深倉尚充	662-2690】
山岸地区町内会連合会会長	【事務局長 松田善春	663-2766】
	山岸児童・老人福祉センター	625-3601
山岸地区福祉推進会会長	山岸地区活動センター	663-2505
	山岸老人憩いの家	663-6221
加賀野交番連絡協議会理事	【加賀野交番	624-5396】
市消防団第6分団後援会会長	【第6分団 屯所	622-3406】
岩谷稲荷神社責任役員	【神社社務所管理人 大弓三郎	652-5443】
(社福) 東部偕興会理事	【山岸保育園	623-6976】
(社福) 小原慶福会理事	【養護老人ホーム清和荘	624-0533】
(社福) 岩手県同胞援護会理事	【くろいしの保育園	662-9123】
(NPO) Wai Wai-ぐるんぱ理事	【地域活動支援センター	661-7018】
岩手県競馬組合議会副議長	【岩手県競馬組合	626-7711】

…… [豊村徹也の連絡先: 自宅] ……

〒020-0004 盛岡市山岸三丁目23-10
TEL・FAX 019-661-4124
携帯 090-5185-0308

E-mail: t-toyomura@ictnet.ne.jp
http://www.livable-yamagishi.jp (うゑふ山岸)

※当レポートは政務活動費により作成しています。

豊村てつやプロフィール



昭和29年4月25日 一関市生まれ
48年3月 盛岡一高卒業
54年3月 成蹊大学法学部卒業
54年4月 岩手県信連入会
平成15年3月 同上退職
15年5月 盛岡市議会議員
現在3期目

家族: 妻、長男、オカメインコ・文鳥
血液型: O型
趣味: オカリナ・ケーナの演奏、音楽鑑賞、テニス

○介護報酬改定と介護施設の状況

豊村：介護報酬が改定され2.27%の引き下げとなったが、介護事業者の経営実態は一部報道で指摘されているような収益余剰の状況にはない。

市当局は市内事業者の経営実態をどのように把握しているか。

保健福祉部長：(回答内容は下表参照)

市内12法人の平成26年3月介護事業者経営実態調査時点によると、収支差率については財務省が指摘するような経営状況にはないと思われる。

内部留保については、一概に多寡を評価できず、運転資金や設備投資積立金などにより法人の事情が異なる。

今後介護報酬の引き下げに伴う影響について、予定している調査の中で明らかにしたい。

＜介護施設経営実態（1施設平均）＞

①収支差率：収入に対する利益の割合

	財務省方式	老施協調査	老施協調査※
全国平均	8%	4.3%	0.0%
市内12法人	4.34%	3.36%	△0.30%

※国庫補助金等特別積立金取崩額を除く

②内部留保

	財務省方式	実在内部留保	老施協
全国平均	3.1億円	1.6億円	内部留保の定義そのものの見直しが必要
市内12法人	3.8億円	調査中	

豊村：介護職員の不足が深刻な状況となっているが、職員確保について保険者の責任を果たすための具体的な対応策は。

市長：介護職員の賃金改善を図るため、今回の介護報酬改定で拡大された加算制度の活用など処遇改善を働きかけるとともに、新年度から医療介護職員の確保に必要な事業を支援する基金が県に設けられたことから、県と役割分担しながら基金を活用した介護人材確保に取り組む。

豊村：盛岡市の介護保険料は住田町に次いで高いが、その要因は何か。

保健福祉部長：第1号被保険者一人当たりの給付費は中位にあるものの、財源構成は介護保険の必要性が高まる後期高齢者の割合が低く、また、第1号被保険者の所得状況が高く、国から交付される調整交付金が少ない。この不足分を第1号被保険者の保険料をもって補う構造となっていることによる。

○国民健康保険データヘルス計画

豊村：盛岡市国民健康保険の保健事業実施計画（データヘルス計画）は、疾病の予防及び医療費の適正化を図るために、国保データベース等を活用して国保加入者の健康課題を分析し、効果的・効率的な保健事業を推進するとしている。

この計画の上位計画である「第2次もりおか健康21プラン」では、基本理念を“健康寿命の延伸”としているが、肝心の健康寿命の定義について、以下のとおり厚生労働白書やデータヘルス計画との整合性が図られていない。

＜健康寿命の比較＞

A. 厚生労働白書：国民生活基礎調査をもとに算出

	①平均寿命		②健康寿命		①-②	
	男	女	男	女	男	女
国 H22	79.6	86.3	70.4	73.6	9.1	12.7
県 H22	78.5	85.9	69.4	73.3	9.1	12.6

B. 第2次もりおか健康21プラン：介護保険の要介護2～5を不健康な状態、それ以外を健康（自立）とした場合

	①平均寿命		②健康寿命		①-②	
	男	女	男	女	男	女
国 H22	79.6	86.4	78.2	83.2	1.5	3.2
県 H22	78.6	86.0	77.1	82.8	1.5	3.2
市 H22	79.4	86.4	77.8	82.9	1.6	3.5

C. 国保データベース：介護保険認定者以外を健康（自立）とした場合

	①平均寿命		②健康寿命		①-②	
	男	女	男	女	男	女
国 H22	79.6	86.4	65.2	66.8	14.4	19.6
県 H22	78.5	85.9	64.5	66.5	14.0	19.4
同規模H22	79.6	86.3	65.4	66.9	14.2	19.4
市 H22	79.4	86.4	64.9	66.6	14.5	19.8

市民部長：ご指摘のとおり健康寿命の算出は厳密に行う必要がある、当面は算出方法等が分かるような記述に改める。

県に対して国民生活基礎調査に準じた市町村調査の実施を要望し、数値を把握でき次第、差し替えたい。

豊村：当市の医療費は、他の比較先よりも高い。

＜平成25年度の医療費＞

※介護保険被保険者1人当たり（単位：円）

対象	盛岡市	県内平均	同規模都市平均	国平均
一人当たり月平均	24,737	23,985	24,708	23,013
要介護認定者40歳以上	99,750	72,670	80,710	81,790
要介護認定なし40歳以上	33,050	33,910	30,760	37,260

これは、市内に病院数、診療所数、病床数、医師数ともに他の比較先よりも高く、医療設備の充実により、受診しやすい環境が整っていることの影響と分析されている。

盛岡市と同規模の都市において、同程度の医療設備等の環境にありながら、医療費を抑制している事例調査は、国保データベースを検索することで可能か。

市民部長：現行システムでは、個別都市データは把握できない。今後は直接照会して調査及び分析を行い、医療費抑制対策に役立てたい。

豊村：医療費に占める割合は、糖尿病や統合失調症、慢性腎不全が高い。

また、統合失調症とうつ病を併せると心の病気の割合がかなり高いのが気になるが、男女別年齢別などの分析を含め、治療の現状と今後の対策は。

市民部長：糖尿病、精神疾患は他と比較して高い傾向にある。

＜全体医療費に占める割合＞

※最大医療資源傷病名による分類（単位：%）

病名	盛岡市	中核市・特別区	国
糖尿病	11.9	10.4	10.7
精神疾患	18.8	18.3	17.4

原因分析や対策については、県や関係機関と連携しながら取り組む。

心の病気の治療の現状については、精神疾患が平成20年度から25年度までの5年間で、件数で21%、医療費で51%増加していることから、保健所において「心の健康相談」を実施し重症化予防等に努めている。今後、さらに関係機関と相談しながら検討していきたい。

○改正労働契約法

豊村：地域活動センターや児童センターなどの施設従事職員の雇用期間が、改正労働契約法の施行により従来の6年間から5年間に変更された。

市の指定管理者制度における施設従事職員の雇用について、法改正の趣旨を踏まえた見解を伺う。

市長公室長：改正法18条によると、無期労働契約に転換した場合の労働条件は、別段の定めのない限り直前の有期労働契約と同一の労働条件とする、とされており通算5年を超えて更新された場合は、指定管理料の水準如何に関わらず、無期労働契約に転換可能。

管理運営のノウハウを持つ職員が継続して雇用されることは、市民サービス向上の観点からも有益と考えられることから、各指定管理者において法改正の趣旨を踏まえ、適切に対応されるよう、指定管理者連絡会議等の場を通じて周知を図りたい。

豊村：保育園や介護施設など多くが有期雇用労働者である職場においては、今後、無期雇用への転換による人件費の増大や、逆に、有期雇い止めやクーリングによる現場の混乱など、深刻な影響を及ぼすことが想定される。

保育園や介護施設をはじめとして市内の就業者数に占める有期雇用労働者の割合等について把握しているか。

また、市内の企業や団体の法改正への対応動向についてはどうか。